15　第十三項の規定は、同項の各対象事業年度の確定申告書等に同項の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となる調整税額控除可能額及び既取戻税額控除超過額並びに控除を受ける金額並びにこれらの金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

16　第八項の通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度において、法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、第八項第四号から第七号までの規定は、当該適用対象事業年度については、適用しない。この場合において、当該適用対象事業年度を第十一項に規定する過去適用事業年度とする同項に規定する通算法人等の同項に規定する対象事業年度又は当該適用対象事業年度を第十三項に規定する過去適用事業年度とする同項の内国法人の同項の各対象事業年度については、これらの規定は、適用がないものとする。

17　第十一項の通算法人の同項に規定する対象事業年度又は第十三項の内国法人の同項の各対象事業年度において、法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、第十二項又は第十四項の規定は、当該対象事業年度又は当該各対象事業年度については、適用しない。

18　第八項から前項までの規定は、通算法人に係る第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八項第一号	第一項中	前項中
	「事業年度」と、第四項中「、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く」とあるのは「を除く	、「事業年度
第八項第二号	第一項に	前項に
	限る。）又は当該通算法人の第四項に規定する事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度終了の日に終了する事業年度に限る	限る
	試験研究費の額が	特別試験研究費の額（前項に規定する特別試験研究費の額をいう。以下第十項までにおいて同じ。）が
	の試験研究費の額	の特別試験研究費の額
第八項第三号	第一項の税額控除限度額又は第四項の中小企業者等税額控除限度額	前項の特別研究税額控除限度額
第八項第三号イ	試験研究費の額の	特別試験研究費の額の
	に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額（第四項の規定の適用を受ける場合には、	のうち前項第一号に規定する政令で定める金額の百分の三十に相当する金額
	の百分の十二に相当する金額）	のうち同項第二号に規定する政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額及び当該合計額のうち同項第一号及び第二号に規定する政令で定める金額以外の金額の百分の二十に相当する金額
第八項第三号ロ	百分の二十五（第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）	百分の十
第八項第四号	算入される試験研究費の額	算入される特別試験研究費の額
	係る試験研究費の額	係る特別試験研究費の額
第八項第七号	百分の二十五（当該適用対象事業年度において第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）	百分の十
第九項及び第十項	試験研究費の額	特別試験研究費の額
第十一項第一号	百分の二十五（第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）	百分の十
第十一項第二号	百分の二十五	百分の十
第十三項	（第十八項において準用するこの項の規定により当該調整前法人税額から控除される金額を除く。）から	から

24　第四十二条の四に次の三項を加える。

適用がある場合における法人税法第六十七条及び第六十九条の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項（外国税額の控除）（同条第二十一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）」と、同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）」とする。

25　第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）の規定の適用については、同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同節の規定及び第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。）の規定を適用して計算した法人税の額とする。

26　第十九項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用を受けようとする法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は現物分配法人若しくは被現物分配法人である場合における比較試験研究費の額の計算、第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他第一項から第十八項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の六第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。